

第2次流川・薬研堀地区の健全で 魅力的なまちづくり推進計画

平成24年(2012 年) 8月

流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづくり協議会

《 目 次 》

1	計画の策定について	1
2	取組方針及び具体的な施策	2
3	計画の内容	3
	(1) 歩きやすい歩行空間の確保	3
	(2) 安全・安心な環境づくり	8
	(3) 魅力的な商業地の形成	13
4	これまでの施策及び実施状況	19

1 計画の策定について

(1) 流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづくり協議会

流川・薬研堀地区を安全でだれもが安心して楽しむことができる健全で魅力的なまちにすることを目指し、平成18年8月に、地元をはじめ、国、広島県、広島県警察、広島市、関係機関・団体が参画して「流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづくり協議会」を設置しました。

(2) 流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづくり推進計画

平成17年度の「全国都市再生モデル調査」で取りまとめた3つの基本方針（歩きやすい歩行空間の確保、安全・安心な環境づくり、魅力的な商業地の形成）と12の取組方針、その方針に基づき実施する31の具体的な施策を実行に移し、防犯対策とまちづくりを進めていくための短期計画（概ね5年間）として「流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづくり推進計画」を平成19年5月に策定しました。

(3) 流川・薬研堀地区のまちづくり整備方針

流川・薬研堀地区を、安全でだれもが安心して楽しむことができる健全で魅力的なまちにしていくためには、長期的な視点に立った目標を設定し、共通の目的を持って着実にまちづくりを進めていくことが必要であり、地元の意向等を踏まえ、地区の特色等を生かした、中・長期（概ね10年、20年先）の具体的な整備目標を定めた「流川・薬研堀地区のまちづくり整備方針」を平成20年5月に策定しました。

(4) 第2次流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづくり推進計画

現行の推進計画に基づき、地元を中心とした取組が成果を上げていることを踏まえ、引き続き、地元をはじめとした各構成員が、その役割に応じ、市民・企業等と連携・協働して、次の概ね5年間に取り組むべき施策を「第2次流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづくり推進計画」として策定します。

2 取組方針及び具体的な施策

基本方針	取組方針	具体的な施策
歩きやすい歩行空間の確保	I 歩車分離の推進	1 歩道等の整備 2 時間、区間指定の歩行者天国の実施
	II 自転車対策の推進	3 駐輪場の利用促進や自転車利用のマナーアップ対策の推進 4 放置自転車撤去の実施 5 商店街や店舗経営者・従業員等による自主的な駐輪対策の促進 6 駐輪場の整備
	III 路上駐車対策の推進	7 違法駐車抑止に向けた道路交通環境の整備 8 運転者等に対するマナーアップ対策の推進【新規】
	IV 店舗等の看板対策の推進	9 路上違反看板の地域の自主的な是正への取組
安全・安心な環境づくり	I 継続性のある防犯活動の推進	1 夜間パトロール等の実施（防犯活動団体と連携） 2 事業者による防犯活動の実施（飲食店やコンビニなど） 3 防犯活動拠点の整備 4 住民等からの意見聴取の実施
	II 防犯設備の充実(犯罪の起こりにくい環境づくり)	5 街路灯の整備 6 事業者等による自衛のための防犯設備の設置 7 スーパー防犯灯等の整備
	III 暴力団や違法風俗店の排除	8 県・市暴力団排除条例、暴力団対策法に基づく暴力団排除の推進
	IV 客引き対策の推進	9 迷惑防止条例や風俗案内所に関する条例に基づく取締り
魅力的な商業地の形成	I 賑わいの創出	1 飲食店等と連携したイベントの開催 2 飲食店等のPR【新規】 （インターネット、マスコミ等の活用、飲食店マップの作成など） 3 地域の歴史や伝統工芸の活用など独自イベントの開催【新規】 4 空き店舗等の活用 5 待ち合い場所の整備 6 お洒落な店などが立地する賑わい空間の創出 7 街づくりに関するワークショップの実施
	II 街の案内の充実	8 地区案内板の設置 9 観光案内所の設置【新規】
	III 街並み景観の向上	10 きれいな街づくり （ゴミや放置自転車、路上看板などの無い）
	IV 地区へのアクセス向上	11 交通アクセス向上の検討

※【新規】とは、新たに取り組むものである。（これまでの推進計画に記載されていない既存の取組を含む。）

3 計画の内容

(1) 歩きやすい歩行空間の確保

取組方針	I 歩車分離の推進
施 策	1 歩道等の整備
現 状	地区内の道路において、流川通りと仏だん通りの一部、薬研堀通り（平成24年5月に整備完了）以外で歩道は整備されていない。
課 題 等	単に歩道を整備するだけでなく、歩行者空間を確保するための対策も併せて行う必要がある。
実施内容	○歩道整備や歩きやすい環境の確保 （歩道整備を行う前段として、既存の道路空間を維持するため路上看板、放置自転車の排除については、他の施策の中で実施）
実施主体	実施機関・団体：広島市、町内会、商店街 協力機関・団体：広島県警察

取組方針	I 歩車分離の推進
施 策	2 時間、区間指定の歩行者天国の実施
現 状	仏だん通りでの歩行者天国の実施に向けてイベント開催等の検討を行ったが、実施には至っていない。
課 題 等	歩行者天国の実施は、地元の合意形成を図るためにイベントなどを企画し、地元の機運を高める必要がある。 交通規制に向けた関係機関（県警）協議が必要である。
実施内容	○えべっさん等の大規模なまつりと連携した、地域ぐるみのイベント開催等の検討 （魅力的な商業地の形成の取組との連携）
実施主体	実施機関・団体：町内会、商店街 協力機関・団体：広島市、広島県警察

取組方針	Ⅱ 自転車対策の推進
施策	3 駐輪場の利用促進や自転車利用のマナーアップ対策の推進
現状	放置自転車対策として、平成18年度に東新天地駐輪場の24時間化を実施し、平成20年4月1日から富士見町第二駐輪場の供用開始と自転車等放置規制区域の拡大を行った。
課題等	東新天地駐輪場の24時間化や富士見町第二駐輪場の整備等を行い、自転車を利用しやすい環境を提供しているが、依然として駐輪場を利用せず、放置している実態があり、駐輪場利用のPRをもっと行う必要がある。 また、近年、自転車利用者のルール・マナー違反への対応が課題となっている。
実施内容	○駐輪場利用の促進のため、設置場所や料金、利用時間等の周知 (リパークリーン作戦でのチラシ配布など) ○自転車安全利用五則などのルールの周知
実施主体	実施機関・団体：広島市、広島県警察 協力機関・団体：広島県交通安全協会、広島市中央部安全・快適な街づくり協議会

取組方針	Ⅱ 自転車対策の推進
施策	4 放置自転車撤去の実施
現状	東新天地駐輪場の24時間化や富士見町第二駐輪場の整備等を行ったことで、地区内の駐輪場利用者は年々増加しており、放置自転車は減少傾向にある。
課題等	放置自転車は減少傾向にあるものの、依然として歩行者や車両通行の妨げとなっている。
実施内容	○昼夜間の放置自転車撤去の継続実施
実施主体	実施機関・団体：広島市 協力機関・団体：広島県警察、町内会、商店街

取組方針	Ⅱ 自転車対策の推進
施 策	5 商店街や店舗経営者・従業員等による自主的な駐輪対策の促進
現 状	商店街や店舗等への違法駐輪防止の啓発として、駐輪場利用の促進のため、設置場所や料金、利用時間等を明記した周知用チラシを作成・配布を行っているが、徹底されていない。
課 題 等	終日放置自転車の多い箇所は、来街者よりも、地区内の事務所や店舗等の従業員の放置が原因と考えられ、指導や啓発が必要であり、商店街や店舗経営者・従業員等による自主的な駐輪対策が必要である。
実施内容	○商店街や店舗経営者による従業員等への駐輪場利用の周知 (街ぐるみで放置自転車を無くそうという意識改革) ○自転車の飲酒運転に関する交通安全教育、指導啓発
実施主体	実施機関・団体：広島市中央部安全・快適な街づくり協議会、広島県社交飲食生活衛生同業組合、商店街 協力機関・団体：広島市、広島県警察、広島県交通安全協会

取組方針	Ⅱ 自転車対策の推進
施 策	6 駐輪場の整備
現 状	東新天地駐輪場の24時間化や富士見町第二駐輪場整備と併せた自転車等放置規制区域の拡大を行ったところ、放置自転車は減少傾向にある。
課 題 等	さらなる駐輪場整備と自転車等放置規制区域の拡大は、一体で考える必要があるが、駐輪場の用地の確保などの課題がある。
実施内容	○地元の協力のもと、民地の空きスペースを利用した駐輪場整備の検討 ○歩道などの公共用地を利用した駐輪場整備の検討
実施主体	実施機関・団体：広島市、町内会、商店街 協力機関・団体：広島県警察

取組方針	Ⅲ 路上駐車対策の推進
施 策	7 違法駐車抑止に向けた道路交通環境の整備
現 状	一般車両やタクシー、貨物車などの違法駐車で歩行者の安全な通行や自転車、通過車両の通行に支障を来している。 タクシー待機場拡大の社会実験や共同集配社会実験を実施しているが、本格実施には至っていない。
課 題 等	歩道を削ってのタクシー待機場の設置や地区内道路への貨物車駐車帯の設置は困難である。 一般車両については、地区内の駐車場の利用促進が必要である。
実施内容	○タクシー待機場の確保等の検討 ○貨物車駐車帯（荷さばきスペース）の確保等の検討 ○違法駐車抑止に向けた交通規制等の検討
実施主体	実施機関・団体：広島市、広島県警察、中国運輸局、広島県タクシー協会、広島県トラック協会、広島市廃棄物処理事業協同組合、広島小売酒販組合、広島市中央部安全・快適な街づくり協議会 協力機関・団体：町内会、商店街、広島県交通安全協会

取組方針	Ⅲ 路上駐車対策の推進
施 策	8 運転者等に対するマナーアップ対策の推進
現 状	タクシーに関しては、広島県タクシー協会が中心となって街頭指導や運転手に対するマナーアップ教育等を実施している。
課 題 等	違法客待ちタクシーに対する街頭指導やタクシー運転手のマナーアップ対策により、タクシー運転手の意識啓発に繋がってはいるが、貨物車運転者や車での来街者に対するマナーアップ対策はほとんど実施されていない。
実施内容	○運転者・事業者等への指導教育の徹底 ○タクシー利用者や車での来街者等への意識啓発の推進 ○違法駐車への指導取締り等の実施
実施主体	実施機関・団体：広島市、広島県警察、中国運輸局、広島県タクシー協会、広島県トラック協会、広島市廃棄物処理事業協同組合、広島小売酒販組合、広島市中央部安全・快適な街づくり協議会 協力機関・団体：町内会、商店街、広島県交通安全協会

取組方針	Ⅳ 店舗等の看板対策の推進
施 策	9 路上違反看板の地域の自主的な是正への取組
現 状	路上違反看板等については、第一段階として薬研堀通り整備に併せて、地元町内会が主体となり、店舗等に対して撤去依頼を行っている。
課 題 等	地元町内会等によるはみ出し看板等の撤去依頼直後は、撤去されるが、数日で元に戻ってしまう。
実施内容	○地域の自主的な取組の継続実施（各店舗等への指導強化） ○キャンペーンの実施などによる意識啓発の推進
実施主体	実施機関・団体：町内会、商店街 協力機関・団体：広島市、広島県警察

(2) 安全・安心な環境づくり

取組方針	I 継続性のある防犯活動の推進
施 策	1 夜間パトロール等の実施（防犯活動団体と連携）
現 状	地区内では、平成15年から次の3団体が県警察等と連携し、夜間パトロールを継続実施している。 ・広島市中央部安全・快適な街づくり協議会：「リバークリーン作戦」として、毎月第2木曜日に放置自転車やバイクへの啓発チラシ配布などを行っている。 ・MTPBプロジェクト：薬研堀町内会などの住民有志で結成された団体で、原則毎月1回、違法看板撤去のお願いなどを行っている。 ・西平塚町防犯パトロール隊：毎月第4日曜日に町内を約1時間かけて、細い路地等もくまなく拍子木を打ちながら回っている。
課 題 等	どの防犯活動団体とも参加者が固定化されており、参加者の拡大が課題である。
実施内容	○夜間パトロールの継続実施 ○広島県警察犯罪発生マップの活用 ○参加者拡大に向けた働きかけの実施
実施主体	実施機関・団体：広島市中央部安全・快適な街づくり協議会、町内会、商店街 協力機関・団体：広島県警察、広島市

取組方針	I 継続性のある防犯活動の推進
施 策	2 事業者による防犯活動の実施（飲食店やコンビニなど）
現 状	流川・薬研堀美化ピカ隊（広島県社交飲食生活衛生同業組合員で組織）が、清掃活動を通じた防犯活動を行っている。（「リバークリーン作戦」に併せて実施） また、地域の防犯拠点（子どもや女性の駆け込み対応、高齢者の保護など）としてのコンビニエンスストアへの立ち寄りなどで連携を図っている。
課 題 等	広島県社交飲食生活衛生同業組合加盟店やコンビニエンスストア以外の事業者の参加拡大が課題である。
実施内容	○取組の継続実施及び飲食店等への参加呼びかけ ○日本フランチャイズチェーン協会（ポプラ、セブンイレブン、ローソン等コンビニエンスストアの大多数が加盟している協会）との連携
実施主体	実施機関・団体：広島県社交飲食生活衛生同業組合、商店街 協力機関・団体：広島県警察、広島市

取組方針	I 継続性のある防犯活動の推進
施 策	3 防犯活動拠点の整備
現 状	活動用の資機材を保管したり、活動のための意見交換を行ったりすることができるような活動拠点の確保を目指して、平成19、20年度に空き店舗の状況確認を行っているが、経費等の問題で、活動拠点の整備には至っていない。
課 題 等	経費負担は地元が中心で行うこととなるが、空き店舗等を安価で継続して提供していただける場所の確保は困難である。
実施内容	○空き店舗の活用などによる防犯活動拠点整備の検討
実施主体	実施機関・団体：町内会、商店街 協力機関・団体：広島市、広島県警察、全日本不動産協会広島県本部、広島県宅地建物取引業協会

取組方針	I 継続性のある防犯活動の推進
施 策	4 住民等からの意見聴取の実施
現 状	平成19年から3年続けて地元や来街者、インターネットによるアンケート調査を実施し、その結果として要望が多く、実施可能なものから、既に取り組を始めている。 また、平成23年度には、流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづくり推進計画の改定に向けた地元アンケート調査を実施し、改定の参考としている。
課 題 等	地元を対象としたアンケート調査を行う場合、調査票の回収率や調査の精度を高めるためには、町内会や商店街の協力が不可欠であるが、頻繁に調査を行うと地元の負担が大きくなることが懸念される。
実施内容	○推進計画の改定など住民等からの意見聴取が必要な場合に実施
実施主体	実施機関・団体：広島市 協力機関・団体：広島市中央部安全・快適な街づくり協議会、町内会、商店街

取組方針	Ⅱ 防犯設備の充実（犯罪の起こりにくい環境づくり）
施 策	5 街路灯の整備
現 状	薬研堀通り整備に併せて、歩道と車道の両方を照らす2灯タイプの街路灯を39基設置し、明るい通りになっている。 また、暗がりを解消し、周囲の見通しを良くするために街路灯を設置した。（地元要望による）
課 題 等	犯罪を防止する観点から、地区内の暗い街路においては、街路灯の更新や新規設置する必要がある。
実施内容	○道路整備等に伴う街路灯設置 ○暗がりの解消のための街路灯設置（地元要望による）
実施主体	実施機関・団体：広島市 協力機関・団体：町内会、商店街

取組方針	Ⅱ 防犯設備の充実（犯罪の起こりにくい環境づくり）
施 策	6 事業者等による自衛のための防犯設備の設置
現 状	地区内には、県警察が30台、商店街、町内会が40台以上（平成24年3月末現在）の防犯カメラを設置している。（経済産業省や広島市からの補助金を設置費の一部に充てている）
課 題 等	設置時だけでなく、維持管理経費も必要となることから、設置者の負担が大きい。 また、効果的に整備を行うため、設置状況の情報の共有化が必要である。
実施内容	○自衛のための防犯カメラ等の設置（補助金等の活用） ○地区内に設置されている防犯カメラ等についての情報交換会の開催
実施主体	実施機関・団体：商店街、町内会 協力機関・団体：広島県警察、広島市

取組方針	Ⅱ 防犯設備の充実（犯罪の起こりにくい環境づくり）
施 策	7 スーパー防犯灯等の整備
現 状	地区内には、現在、スーパー防犯灯（街頭緊急通報システム）や子ども緊急通報装置は整備されていない。
課 題 等	整備にあたっては、設置費や維持費が高額であり、財源確保が課題である。
実施内容	○地区内の犯罪情勢や防犯カメラの設置状況を踏まえた整備の検討
実施主体	実施機関・団体：広島市、広島県警察 協力機関・団体：町内会、商店街

取組方針	Ⅲ 暴力団や違法風俗店の排除
施 策	8 県・市暴力団排除条例、暴力団対策法に基づく暴力団排除の推進
現 状	不動産業者やビルオーナーなどへの賃貸借契約における暴力団排除条項の盛り込み周知を行っており、徐々に浸透している。 平成23年4月1日施行の広島県暴力団排除条例に続き、広島市暴力団排除条例も平成24年4月1日から施行するとともに、改正暴力団対策法も平成24年8月に公布されている。 また、少年指導委員等が風俗店に対して、青少年の健全育成のために必要な活動を行っている。
課 題 等	暴力団排除条例については、施行して間がないこともあり、地区だけの問題ではないが、事業者や市民への内容の周知をもっと行う必要がある。
実施内容	○暴力団排除条例の事業者、市民に対しての周知や賃貸借契約における暴力団排除条項の盛り込みの徹底などによる暴力団排除への取組 ○暴力団対策法に基づく、暴力追放広島県民会議による指定暴力団等の事務所使用差止請求制度の周知及び運用 ○少年指導委員等の継続的な活動の実施
実施主体	実施機関・団体：広島県警察、広島市、町内会、商店街、広島県防犯連合会、暴力追放広島県民会議、広島市暴力追放監視防犯連合会、全日本不動産協会広島県本部、広島県宅地建物取引業協会

取組方針	IV 客引き対策の推進
施 策	9 迷惑防止条例や風俗案内所に関する条例に基づく取締り
現 状	条例の改正に併せて、地元や風俗案内所を対象に説明会や勉強会を実施し、県警察による指導・取締りを行ってきた結果、客引きは少なくなっている。 また、風俗案内所に関する条例の一部改正により、規制強化する。 (平成24年6月1日施行)
課 題 等	条例の改正等により取締りも強化され、客引きはかなり少なくなっているが、まだ見受けられる。 また、風俗案内所については、地区一帯での違法行為が絶えないことから取締りの強化が必要である。
実施内容	○条例に基づく指導、取締りの継続実施 ○町内会等と連携したパトロール等の実施
実施主体	実施機関・団体：広島県警察 協力機関・団体：町内会、商店街、広島市

(3) 魅力的な商業地の形成

取組方針	I 賑わいの創出
施 策	1 飲食店等と連携したイベントの開催
現 状	広島市中心部の活性化を目的として、流川・薬研堀地区を中心とした飲食店等との連携イベントが開催され、多くの若者で賑わうようになってきた。 (「食べないと飲まナイト in 広島」、「広島地域活性化イベント『ひろコン!』」)
課 題 等	イベント開催時の一時的な盛り上がりだけでなく、来街者の定着に繋がるような工夫も必要である。
実施内容	○活性化イベントの定期的な開催 ○新しいイベントの企画やまた来てみたいと感じてもらえるような仕組みづくり (歩きやすい歩行空間の確保の取組との連携)
実施主体	実施機関・団体：広島県社交飲食生活衛生同業組合、商店街、広島小売酒販組合 協力機関・団体：広島市、広島市中央部安全・快適な街づくり協議会

取組方針	I 賑わいの創出
施 策	2 飲食店等のPR（インターネット、マスコミ等の活用、飲食店マップの作成など）
現 状	広島に不案内な方のために作成した「ひろしまグルメ&ナイトガイド BOOK」（発行：広島商工会議所ほか）や「広島 飲む 食べる」（配信：広島県社交飲食生活衛生同業組合）を活用し、安心して楽しめる飲食店等の紹介を行っている。 また、イベント時には飲食店マップが作成されている。
課 題 等	より多くの優良な飲食店等を知ってもらうために、様々な媒体を使ったPRを行う必要がある。 また、地元アンケート調査結果では、わかりやすい街にするための取組のトップが、「飲食店中心のマップ作成」となっており、多くの店舗が掲載されたマップづくりが必要であるが、経費面や取組主体の問題がある。
実施内容	○「ひろしまグルメ&ナイトガイド BOOK」や「広島 飲む 食べる」の充実 ○インターネットやマスコミ等を活用したPR ○飲食店中心のマップ作成に向けた検討
実施主体	実施機関・団体：広島商工会議所、広島県社交飲食生活衛生同業組合 ほか 協力機関・団体：広島市、商店街、広島市中央部安全・快適な街づくり協議会、広島県観光連盟、広島仏だん通り活性化委員会

取組方針	I 賑わいの創出
施 策	3 地域の歴史や伝統工芸の活用など独自イベントの開催
現 状	地元や公民館が主体となり、西国街道や仏壇製作など地域の歴史・文化や伝統的工芸品を知ってもらおうという取組が定期的に行われており、毎回、募集定員以上の応募がある。
課 題 等	参加者の年齢層が高い。若者にも参加してもらえるような工夫が必要である。
実施内容	○西国街道や仏壇製作など地域の歴史・文化や伝統を生かしたイベントの開催 ○公民館との連携イベントの開催
実施主体	実施機関・団体：広島仏だん通り活性化委員会、公民館（広島市未来都市創造財団） ほか 協力機関・団体：地元仏壇店、広島市

取組方針	I 賑わいの創出
施 策	4 空き店舗等の活用
現 状	地区内でも空きビルや空き店舗が増えている。 平成22年度からビルオーナーが試験的に空き店舗で雑貨店やカフェ、占いの部屋などに活用するイベントを開催している。
課 題 等	空きビル・空き店舗の増加については、この地区特有の問題ではなく、全国的な傾向であり、解決には経済状況の回復等によるところが大きい。賑わいの創出という観点から、あまり手を加えず活用する方策の工夫も必要である。
実施内容	○空き店舗等の飲食店以外への転用やイベント開催など従来型ではない活用策をビルオーナー等にPR
実施主体	実施機関・団体：不動産業者、ビルオーナー 協力機関・団体：全日本不動産協会広島県本部、広島県宅地建物取引業協会

取組方針	I 賑わいの創出
施 策	5 待ち合い場所の整備
現 状	地区内で昼夜を問わず、人々が集い、待ち合わせをするような場所としては、東新天地公共広場や京橋川右岸河岸緑地等の公共空間はあるが、当面、施設整備を行う計画はない。
課 題 等	待ち合い場所の整備にあたっては、経費の問題、公共交通機関や自転車等の利便性に配慮する必要がある。
実施内容	○待ち合い場所の必要性も含めた整備の検討 ○既存の公共空間等の活用
実施主体	実施機関・団体：広島市、町内会、商店街、広島県社交飲食生活衛生同業組合 ほか

取組方針	I 賑わいの創出
施 策	6 お洒落な店などが立地する賑わい空間の創出
現 状	近隣地区にはパルコなど若者向けの店が多いが、地区内には一部にお洒落なお店が立地しているものの、来訪者にとって、それぞれの通りやエリアがお洒落で賑わいのある空間としての印象を与えていない。
課 題 等	若者をはじめとして誰もがお洒落感覚でショッピングや飲食を楽しむことができるまちにしていくためには、お洒落なお店が連続した賑わい空間づくりに向け、既存店舗のさらなる魅力向上を図る取組が必要であると考えられる。
実施内容	○店舗の外観の工夫などお洒落な雰囲気を出出するための具体的な取組の検討
実施主体	実施機関・団体：広島県生活衛生同業組合連合会 ほか 協力機関・団体：広島市、広島商工会議所

取組方針	I 賑わいの創出
施 策	7 街づくりに関するワークショップの実施
現 状	リバークリーン作戦や地元町内会によるパトロール活動が定期的に行われているが、実施する人が限られており、そうした人たちの善意で活動が続けられているという状況である。
課 題 等	いろいろな分野の人が当初からまちづくりに参画し、主体的にまちづくりを進めることができるような横断的な組織が必要である。
実施内容	○まちづくりワークショップ立ち上げの仕組みづくりの検討
実施主体	実施機関・団体：広島市、町内会、商店街 ほか 協力機関・団体：広島市中央部安全・快適な街づくり協議会、広島県社交飲食生活衛生同業組合 ほか

取組方針	II 街の案内の充実
施 策	8 地区案内板の設置
現 状	わかりやすい街にするために、地区内の情報提供として「まちづくりリーフレット」の作成・配布や薬研堀通り整備における歩道の町ごとの色分けや街路灯への通し番号の導入などの取組を行っている。
課 題 等	わかりやすい街にするための取組として、地元アンケート調査結果では、「地区案内板の設置」が約23%を占めている。 地区内には案内板が無く、設置するためには設置主体や経費負担の問題がある。
実施内容	○地元町内会や商店街などによる地区案内板の設置
実施主体	実施機関・団体：町内会、商店街 協力機関・団体：広島市、広島市中央部安全・快適な街づくり協議会、広島県社交飲食生活衛生同業組合

取組方針	Ⅱ 街の案内の充実
施 策	9 観光案内所の設置
現 状	地区内には常設の総合的な観光案内所は無い。 広島仏だん通り活性化委員会が、不案内な来街者のために、「ゆかたできん祭」や「えべっさん」、忘年会シーズンにあわせて、臨時観光案内所を設置し、街案内を行っている。
課 題 等	わかりやすい街にするための取組として、地元アンケート調査結果では、「観光案内所の設置」が約20%を占めているが、設置するためには設置主体や経費負担の問題がある。
実施内容	○臨時観光案内所の継続設置 ○街角観光案内所の利活用
実施主体	実施機関・団体：広島市、広島仏だん通り活性化委員会 ほか 協力機関・団体：商店街

取組方針	Ⅲ 街並み景観の向上
施 策	10 きれいな街づくり（ゴミや放置自転車、路上看板などの無い）
現 状	ハード面での修景整備については、建物所有者の理解・協力が不可欠であり、長期的な取組としている。 ソフト的な取組として、流川・薬研堀美化ピカ隊による清掃活動は定着しており、薬研堀通り整備をきっかけに住民による清掃活動も徐々に広がっている。
課 題 等	地区内の住民やボランティアによる清掃活動は、広がりをみせてはいるが、依然として店舗等からのゴミや放置自転車、路上看板などにより街並み景観を損ねている。 また、ゴミや放置自転車、路上看板などの無いきれいな街にするためには、来街者や地元の住民、店舗経営者等の意識改革が不可欠である。
実施内容	○放置自転車や違法看板対策の継続実施 ○町内会や商店街、店舗等の自主的なルールづくり
実施主体	実施機関・団体：広島市、町内会、商店街、広島市中央部安全・快適な街づくり協議会、広島県社交飲食生活衛生同業組合 協力機関・団体：広島県警察

取組方針	Ⅳ 地区へのアクセス向上
施 策	11 交通アクセス向上の検討
現 状	平成19、20年に新規バス路線導入に向けての取組として、地元の意向を踏まえたバス路線の検討やバス事業者とのヒアリングを実施したが、進展はしていない。
課 題 等	交通アクセスの向上については、事業者の協力が不可欠であり、採算面や他路線との問題で動きはないが、今後の広島駅周辺等の再開発等の状況によっては、進展する可能性がある。
実施内容	○広島駅周辺等の再開発等の状況把握
実施主体	実施機関・団体：町内会、商店街、広島県バス協会、交通事業者 協力機関・団体：中国運輸局、広島市

4 これまでの施策及び実施状況(平成19年度～)

基本方針	取組方針	具体的な施策	左の施策に対する主な実施状況
歩きやすい歩行空間の確保	I 歩車分離の推進	1 歩道の整備や路側帯のカラー舗装化 2 時間、区間指定の歩行者天国の実施	1 薬研堀通りの試行整備及び本格整備、仏だん通り整備に向けた検討 2 仏だん通りでの歩行者天国実施の可能性検討
	II 放置自転車対策の推進	3 駐輪場の整備(駐輪需要を踏まえて分散型の整備) 4 東新天地駐輪場の24時間化 5 商店街や店舗経営者・従業員等による自主的な駐輪対策の促進 6 夜間撤去の継続的实施 7 自転車等放置規制区域の拡大	3、7 富士見町第二駐輪場整備と自転車等放置規制区域の拡大 4 東新天地駐輪場の24時間化【終了】 5 商店街や店舗等への違法駐輪防止の啓発 6 昼夜間の放置自転車撤去の実施
	III 路上駐車対策の推進	8 タクシー待機場の設置 9 貨物車駐車帯(荷さばきスペース)の設置 10 路上駐車取締り強化とともに規制緩和	8 違法客待ちタクシーの街頭指導、タクシー運転手に対するマナーアップ対策、タクシー待機場確保に向けた社会実験の実施 9 共同集配社会実験の実施 10 路上駐車指導、取締り
	IV 店舗等の看板対策の推進	11 路上違反看板の地域の自主的な是正への取組	11 他都市の取組状況視察、薬研堀通りのはみ出し看板撤去依頼、地区内のはみ出し自動販売機調査及び改善依頼
安全・安心な環境づくり	I 継続性のある防犯活動の組織づくり	1 活動拠点の整備(空き店舗などの活用) 2 飲食店等との連携(ベースはリバークリーン作戦)	1 空き店舗等の活用検討 2 流川・薬研堀美化ピカ隊の清掃活動、コンビニへの立ち寄り(リバークリーン作戦での取組)、日本フランチャイズチェーン協会との連携
	II 防犯設備の充実(犯罪の起こりにくい環境づくり)	3 街路灯の整備 4 スーパー防犯灯等の整備 5 住民等から定期的に意見聴取 6 事業所自らが自衛のため防犯設備の設置に取り組む 7 犯罪発生危険箇所等の定期的な点検(防犯診断) 8 夜間パトロールの効率的な実施等	3 薬研堀通りや地元要望による街路灯設置 5 アンケート調査の実施 6 商店街や町内会による防犯カメラの設置 7 地区内の犯罪発生マップの作成・配付 8 夜間パトロールの実施(リバークリーン作戦、MTPBプロジェクト)
	III 暴力団や違法風俗店の排除	9 空き店舗対策として、不動産業者やオーナーへの働きかけ	9 賃貸借契約における暴力団排除条項の盛り込み周知、地元勉強会の開催、広島県暴力団排除条例の制定及び周知
	IV 客引き対策の推進	10 条例改正に伴う取締りの強化、店舗(オーナーから従業員へ)の指導	10 地元勉強会等の開催、風俗案内所の立入調査、違法風俗店の取締り強化
魅力的な商業地の形成	I 賑わいの創出	1 東新天地公共広場の改修(スロープ、照明灯整備) 2 待ち合い場所の整備(公園・緑地のリニューアルや新たに整備) 3 お洒落な店などが立地する賑わい空間の創出 4 街づくりに関するワークショップの実施 5 空きビル、空き店舗対策 6 公共空間を活用したイベントの開催 ※オープンカフェや路上でのパフォーマンスなども検討	1 東新天地公共広場の改修(スロープ、照明灯整備)【終了】 2 地域資源の掘り起こし 3 飲食店等のPR、飲食店等と連携したイベント開催 4 人材育成のための講座開催、広島仏だん通り活性化委員会の設立 5 空き店舗を利用したイベントの開催 6 東新天地公共広場でのイベントの開催(イルミネーション展示、ステージイベントの開催)
	II 街の案内の充実	7 通りの愛称命名(公募など)とともに、案内板を設置して、来街者にわかりやすい街を形成	7 通りの愛称命名に関するワークショップの開催、まちづくりリーフレットの作成・配布、イベント開催時の仏だん通りでの観光案内所の設置
	III 街並み景観の向上	8 例えば薬研堀通りの修景整備(看板類の統一など) 9 ボランティアによる道路清掃等の実施	8 薬研堀通り整備における歩道、街路灯のデザイン等の検討・整備 9 流川・薬研堀美化ピカ隊による清掃活動の実施
	IV 地区へのアクセス向上	10 新球場、JR広島駅、バスセンター、球場跡地、平和記念公園など周辺拠点との連携を図る交通手段について検討	10 バス事業者との協議、マツダスタジアム試合終了後のシャトルバス利用状況や都心部循環バス運行社会実験の実施結果の把握